

太陽光発電について、自然と住環境との調和を求める意見書

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入は、持続可能な社会づくりに対して有効な手法である。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の制定により、太陽光発電所の設置が急速に進み、住宅近接地での開発・里山の造成など、自然環境・住環境との調和を損なう事例も出てきている。また、小規模な施設では建築基準法上の構築物とみなされないことから、斜面の造成に対する危険性や、建ぺい率にかかわらず隣接地際まで太陽光パネルが敷き詰められるといった実態もある。また、自治体としても、国の認可内容について把握できないケースもある。

よって、国におかれては、太陽光発電において、事業者と自治体・住民の間で住環境・自然環境・景観との調和が取れた形での推進となるよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 太陽光発電の推進にあたっては、関係自治体や関係住民への説明を義務付けることや、景観・生活環境への環境評価を行う等、自然や住環境、都市計画と調和した形で推進するよう法整備を行うこと
- 2 50KW未満の小規模発電所についても、設置にあたり届け出を義務付けること。特に、隣接した場所において50KWを超える「分割案件」に対する規制を厳格に運用すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

経済産業大臣

環境大臣

国土交通大臣

兵庫県加東市議会議長 安田 朗